

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次の表のように改正する。

Table with 2 columns: 改正後 (After Amendment) and 改正前 (Before Amendment). It lists specific chemical compounds like 六〇六・七・十・十一・テトラヒドロー六・六・九・トリメチル・三ーペンチル・六Hージベンゾ [b・d]ピラニール・プロピオネート及びその塩類.

附則
1 この省令は、麻薬、麻薬原料植物、向精神薬、麻薬向精神薬原料等を指定する省令の一部を改正する省令（令和六年政令第三百五十一号）の施行の日から施行する。
2 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
○厚生労働省令第五百十九号
地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第十二条の二第三項の規定に基づき、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
令和六年十二月十日
厚生労働大臣 福岡 資麿
地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成元年厚生省令第三十四号）の一部を次の表のように改正する。

Table with 2 columns: 改正後 (After Amendment) and 改正前 (Before Amendment). It lists articles of the Act on the Promotion of Comprehensive Assurance of Medical Care and Welfare, such as Article 11-1.

附則
この省令は、公布の日から施行する。

告示

○総務省告示第四百一十号

時刻認証業務の認定に関する規程（令和三年総務省告示第四百十六号）第五条第二項において準用する同規程第三条第一項の規定に基づき、次の時刻認証業務の変更を令和六年十一月二十六日付で認定したので、同規程第五条第二項において準用する同規程第三条第四項の規定に基づき公布する。

令和六年十二月十日

総務大臣 村上謙一郎

- 1 変更認定に係る時刻認証業務の名称 MIN Dタイムスタンプサービス
2 変更認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書（その1）の値をハッシュ関数SHA-1で変換した値 (16進数) 0646 0290 5882 3d9b 1253 cfc3 9c62 dfe4 1d6a 76e7
3 変更認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書（その1）の値をハッシュ関数SHA-256で変換した値 (16進数) 2d31 6a24 d881 cd75 d4c4 79d9 6ba9 f346 1d91 d5ab 9959 9e27 ac5b 3d94 dae1 93bf
4 変更認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書（その2）の値をハッシュ関数SHA-1で変換した値 (16進数) 7567 1577 864c 0c5a a31b 39d1 e361 d516 c020 a10f
5 変更認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書（その2）の値をハッシュ関数SHA-1で変換した値 (16進数) d7b4 3365 a177 d404 661b 6a58 7c91 7d33 7a9b 8bd2 d046 4e02 b549 4d67 8d8f bf5a
6 変更認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書（その3）の値をハッシュ関数SHA-1で変換した値 (16進数) d7b3 9d9e 887c b449 c40d 9596 0c10 8092 9946 6a02
7 変更認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書（その3）の値をハッシュ関数SHA-256で変換した値 (16進数) 8d0c 1580 af64 51b9 f83a aaaf 4992 d8b1 6d6e 220e f473 9bfa 760b 910e 1197 22cc
8 変更認定に係る時刻認証業務を行う者の法人番号 2010401059681
9 変更認定に係る時刻認証業務を行う者の名称 三菱電機インフォメーションネットワーク株式会社
10 変更認定に係る時刻認証業務を行う者の名称の英語表記 Mitsubishi Electric Information Network Corporation
11 変更認定に係る時刻認証業務を行う者の住所 東京都港区芝浦4-6-8

○法務省告示第三百七十九号

秋田県にかほ市役所保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者及び令和七年一月十日までの同市長に対して、次の手続をしようとする。

- 1 当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申請するものとする。

（二百二号）第二十一条第一項の規定により交付された処方箋により調剤したときとする。